茨城租税債権管理機構規約の変更に関する協議について

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、茨城租税債権管理機構 規約を別紙のとおり変更するものとする。

令和 6 年 9 月 5 日提出

日立市長 小川春樹

## (提案説明)

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、茨城租税 債権管理機構規約を変更するため、議会の議決を求めるものであります。 茨城租税債権管理機構規約の一部を改正する規約

茨城租税債権管理機構規約 (平成13年地指令第4号) の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「地方税に係る」を「地方税及び国税に係る」に改める。

付 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

## 参考

改正要旨

1 森林環境税を令和6年度から個人住民税均等割額の賦課徴収と併せて市町村が賦課徴収することとなったため、茨城租税債権管理機構が実施する滞納処分等の事務に、市町村が賦課徴収することとされている国税を加えることとした。